

VTuber を活用したいわての魅カプロモーション業務

業務仕様書

令和 8 年 2 月

岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県が実施する「VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 本業務の目的

本業務は、岩手県外の若者（10代後半～30代）を主なターゲットとして、バーチャル技術やアニメーションを活用した動画コンテンツを制作及び配信することにより、本県の観光地や文化、すばらしい自然、高品質で安全安心な農林水産物、各地で伝承される伝統芸能や伝統工芸、実直で勤勉な人材など、岩手県の多彩な魅力を発信し、岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」（以下「岩手さちこ」という。）のファンや「岩手ファン」（※）の拡大を図ることを目的とする。

※ 「岩手ファン」とは、岩手県の観光、物産又は文化等に関心をもち、岩手県の交流人口、関係人口さらには定住人口となりうる人を指す。

(2) 業務件名及び数量

「VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務」 一式

(3) 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料の上限額

2,156,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 予算額に変更が生じた場合は、速やかにその件を連絡する。また、令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合又は国の交付金が採択されなかった場合は、本業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

2 業務内容（業務仕様）

(1) 企画全般について

ア 岩手県外の若者（10代後半～30代）を主なターゲットとして、「岩手さちこ」の露出を高めながら、「岩手さちこ」のファンや「岩手ファン」の拡大を図ることを目的とし、制作動画、SNSや岩手県が実施する施策との連動等を踏まえた企画を実施すること。

イ 「岩手さちこ」のキャラクターボイス及びイラストレーターは以下のとおりとし、本業務の実施に当たって各種調整が必要な場合は、直接調整等を行うこと。

キャラクターボイス：岩手県出身の声優「佐々木 未来」氏

イラストレーター：「人工知能 x0」氏又は県が別途指定する者

(2) 動画の制作及び配信

ア 動画は委託期間内に12本以上制作し、「岩手さちこ」のX (@iwate_vtuber) 及び YouTube (@ch-xg9zh) 公式アカウントで配信すること。

イ 「岩手さちこ」のX及びYouTube公式アカウントにおける動画へのコメントは公開することとし、寄せられたコメントには「いいね」の返信を行うなどの対応を行うこと。

ウ 動画の制作に当たっては、下記の内容を踏まえること。また、岩手県の魅力に触れつつ、動画やSNSのトレンドに合わせて、新たな「岩手さちこ」のファンに訴求できる動画内容とするとともに、「岩手さちこ」のファンが自ら拡散（リポスト）したくなるような動画内容とすること。動画のテーマ、進行台本、配信スケジュールは、県と協議の上決定すること。

動画テーマ	本数	留意事項
県北地域や沿岸地域への誘客をテーマとしたコンテンツ	2本以上	
県が別途指定するテーマに基づくコンテンツ	2本以上	内容については調整中であり、委託契約締結後に別途指定する。
委託候補者からの提案に基づくテーマ	8本以上	

エ 動画制作に当たって3Dモデルを使用する場合は「.vrm」形式とし、委託契約締結後、県からデータを提供する。

なお、3Dモデルや2Dモデルの使用は必須ではない。

オ 動画制作に関して、使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行うこと。

カ 本業務により制作された資料や3Dモデル、2Dモデル等に係る著作権は、業務委託契約に基づき、受託者から県に移転するものとする。

(3) 新規イラストの制作

ア 県の観光施策等に合致するイラストを、新規に3パターン以上制作すること。

イ イラストの制作に関して、著作権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行うこと。また、本業務により制作された資料等に係る著作権は、業務委託契約に基づき、受託者から県に移転するものとする。

ウ イラストのテーマや公開スケジュールは、県と協議の上決定すること。

(4) ノベルティの制作

ア 岩手県が開催するイベント、キャンペーン等において配布することを目的とし、「岩手さちこ」のイラストを活用したノベルティを制作すること。

イ ノベルティの内容は、県と協議の上決定すること。

(5) X及びYouTube公式アカウントの運営

ア 「岩手さちこ」のX及びYouTube公式アカウントを運営すること。

なお、アカウントは、県と受託者により共同で運営するものとする。

イ Xの投稿内容については、新たな「岩手さちこ」のファン拡大に向けて訴求できる内容や、「岩手さちこ」のファン自らが拡散（リポスト）したくなる内容とすること。

ウ Xの投稿頻度は、概ね1か月に15回以上とし、投稿に当たっては、写真や動画などを含めた内容とすること。

エ Xの投稿に関して、使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理、調整については、受託者が行うこと。

なお、投稿内容の方向性は、県と協議の上決定すること。

(6) 事業実施効果の測定及び報告

ア K P I を以下のとおり設定する。

項目	K P I
令和 8 年度制作動画の X 及び YouTube 公式アカウントにおける総視聴回数	97, 500 回以上

イ 事業評価及び報告

K P I について、動画配信後は定期的に測定し、県に報告すること。また、事業完了時に実施内容及びその効果を評価し、報告すること。

(7) その他

ア 県の取組内容（各種イベント、キャンペーンへの出展及び取組施策等）と相乗効果を生み出すよう配慮すること。

イ 動画配信及び SNS アカウントの運営に当たり、不具合等が生じた場合には、受託者の負担により速やかに修正すること。

3 主な審査項目及び審査観点

(1) 動画制作・配信、SNS アカウントの運営

ア 新たな「岩手さちこ」のファンに訴求できる動画制作や SNS 投稿となっているか。

イ SNS 投稿において、「岩手さちこ」のファン自らが拡散（リポスト）したくなる内容となっているか。

ウ 県の取組内容と相乗効果を生み出す企画となっているか。

(2) 業務全体スケジュール

継続的な発信に向けた、計画的なスケジュールとなっているか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議し、文書で報告しなければならない。また、受託者が委託する第三者についても、「資料 1 企画コンペ実施要領」中、「2 参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(2)から(8)に準じること。

(2) 再委託の制限

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。また、この業務において取得した備品（岩手県物品管理規則（昭和42年3月28日規則第18号）第6条に定める備品）については、業務終了後、県に帰属する。

(5) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

ア 受託者は、県に対し、動画制作内容及び投稿等が、第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

イ 受託者は、県に対し、動画制作内容及び投稿等が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画制作内容及び投稿等に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県に対して、一切の迷惑をかけないものとする。

(6) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(8) 帳簿書類の保管

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から5年間保存すること。

(9) その他

ア 本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。

イ 本事業は国の交付金を活用して実施することから、会計検査院による実地検査の対象となること。

5 業務引継ぎの実施

本契約の終了に伴い、受託者が変更になる場合において、受託者は、新たな受託者に対し、十分な引継ぎを行うこと。